

新型コロナウイルス感染症に関する情報

●「元気!!しらぬか応援券」第2弾!!●

国の緊急事態宣言、道の緊急事態措置が解除され、徐々に活気を取り戻しつつありますが、現在も飲食店をはじめとしたあらゆる産業において経済状況は深刻化しています。そこで、商工業者に対する応援とともに、町民の皆さんに元気と活力を取り戻していただくため、8月1日から使用できる「元気!!しらぬか応援券」の第2弾を交付します。応援券は7月下旬に発送する予定です。詳細については、8月号広報でお知らせします。

問合先●役場経済課商工係 ☎2-2171（内線246）

●上下水道基本料金を免除します●

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、町民皆さんの生活を支援するため、全契約者を対象に、水道・下水道基本料金をそれぞれ全額免除します（超過料金のみ支払いとなります）。

なお、町から電話や訪問をすることはありませんので、詐欺などにご注意ください。

対象●官公庁および公共機関等除く、全契約者の水道・下水道の基本料金

対象期間●令和2年6月分から3カ月間

問合先●役場水道課業務係 ☎2-2171（内線564）

手続きは必要ありません。

●就学援助制度の審査要件緩和●

町では子どもを小学校、中学校または義務教育学校へ通学させる際に、経済的な理由で困っている方に対して学用品費など必要な援助を行う「就学援助制度」を設けています。

このたびの新型コロナウイルス感染症の影響により、家計が急変した場合（休業要請による営業自粛や給与の減額など）は、前年の所得ではなく、急変後の家計状況を加味して審査を行い、世帯の所得が所得基準以下であれば、制度の対象となるよう、審査要件を緩和します。

対象者●直近3カ月で収入が減少し、世帯収入額が生活保護基準額の1.2倍以内となる世帯

※必要書類や収入額の目安など、詳細については問い合わせください。

問合先●教育委員会管理課学校教育係 ☎2-2171（内線267）

●避難所の感染症対策事業●

新型コロナウイルス感染症が終息していない状況で、避難所を開設する場合の感染症対策に万全を期すため、体温計などの物品を随時整備していきます。

整備物品●体温計・ペーパータオル・使い捨て手袋・ウェットティッシュ・ビニールエプロン・次亜塩素酸水生成剤・嘔吐処理セット・石けんなど

問合先●役場地域防災課地域防災係 ☎2-2171（内線222）